

Title	明治後期における旧制中学校補習科関係法令の変遷とその影響
Sub Title	Transition of legislation regarding hoshu-ka in middle schools and its influence during the Meiji era
Author	吉野, 剛弘(Yoshino, Takehiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2013
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.76 (2013.) ,p.29- 42
JaLC DOI	
Abstract	This paper investigates the transition of legislation regarding supplementary courses (hoshu-ka) in middle schools and its influence during the Meiji era by focusing on two issues in particular: (1) the conscription and the enrollment period of such courses; and (2) the introduction of vocational education. Defined and regulated in Article No. 9 of the Japanese Imperial Ordinance in 1899, hoshu-ka was carried out in middle schools by 1901 (followed by several amendments). We suggest revising the sentence as follows: The findings show that the enrollment period was eventually strictly enforced. However, majority of middle schools refused to add vocational subjects to the curriculum of hoshu-ka. Thus, a curriculum without vocational subjects effectively prepared middle school students for their entrance examinations into advanced schools.
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000076-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治後期における旧制中学校補習科関係法令の変遷とその影響
Transition of Legislation regarding *Hoshu-ka* in Middle Schools
and its Influence during the Meiji Era

吉 野 剛 弘*
Takehiro Yoshino

This paper investigates the transition of legislation regarding supplementary courses (*hoshu-ka*) in middle schools and its influence during the Meiji era by focusing on two issues in particular: (1) the conscription and the enrollment period of such courses; and (2) the introduction of vocational education. Defined and regulated in Article No. 9 of the Japanese Imperial Ordinance in 1899, *hoshu-ka* was carried out in middle schools by 1901 (followed by several amendments). We suggest revising the sentence as follows: The findings show that the enrollment period was eventually strictly enforced. However, majority of middle schools refused to add vocational subjects to the curriculum of *hoshu-ka*. Thus, a curriculum without vocational subjects effectively prepared middle school students for their entrance examinations into advanced schools.

キーワード：補習科，旧制中学校，受験準備教育，高等普通教育，実業教育

はじめに

本論文は、旧制中学校の補習科関係の規定の変遷を整理し、補習科が制度的にどのように位置づいてきたかを検討するものである。その上で、補習科の法的規定と実態との異同を通して、当時の中等教育の様相と問題点を考察する。

旧制中学校の補習科は、1899（明治32）年の中学校令第9条で「中学校ノ修業年限ハ五箇年トス但シ一箇年以内ノ補習科ヲ置クコトヲ得」と規定されるが、中学校令ではこの条文以外に補習科に関する規定はなく、詳細は1901（明治34）年に出された中学校令施行規則に規定された。中学校令施行規則は、その後何度か改正され、それにもない補習科関係の条文も何度か改正された。

この補習科に関して、佐々木享は『全国中学校ニ関スル諸調査』の統計をもとに受験準備教育機関として機能していたとしている¹⁾。そのような見解を受けて、筆者は東京府や宮崎県の事例を検討し、地域により生徒側の受験準備教育に対する受け止め方の違いはあれ、補習科それ自体は受験準備教育機関として機能してきたことを明らかにした²⁾。さらに、受験雑誌や進学案内書における言説から、補習科

* 東京電機大学情報環境学部講師（2003年3月 後期博士課程教育学専攻 単位取得満期退学）

を含めた当時の受験準備教育機関は徴兵猶予の特典と密接に関わっていることも明らかにした³⁾。

徴兵猶予の問題に関しては遠藤芳信によって、陸軍と文部省の動きが検討されている⁴⁾。そこでは中学校の補習科は徴兵逃れのために機能していた側面があることが明らかになっている。補習科が徴兵逃れに利用されているとすれば、当然それに対する対抗措置が取られているはずである。遠藤の研究を受けて現場レベルでの影響を検討する必要がある。

また、中学校補習科は受験準備教育を施してはいるが、中学校卒業者の上級学校進学者の割合は必ずしも高くない⁵⁾。つまり、受験準備教育機関としての補習科というあり方は、唯一無二のものではないのである。

そこで本論文では、中学校令施行規則における補習科関係の規定の変遷を整理した上で、補習科における徴兵猶予と在学期間の問題、実業科目の導入をめぐる問題の2つに焦点を当て、補習科の制度的位置づけを検討することにする。この2つをめぐる法令改正が繰り返されたという事実があるとともに、両者とも中学校を考える上で大きな問題だからである。徴兵をめぐる問題は当時の青年たちにとって避けたい問題であり、実業科目の問題は準備教育と完成教育の間に揺れる中学校において重要な問題だったのである。この問題を、高等教育会議や全国中学校長会議、地方当局からの問い合わせとそれに対する文部省の回答などを素材として検討していく。その上で、この2つの問題への対応を持った意味を、当時の中等教育全般に関する問題の中に位置づけていくことにする。

1. 中学校令施行規則における補習科の位置づけ

1901（明治34）年の中学校令施行規則で補習科の詳細が規定された。以下は補習科に関するものの抜粋である。

第十五条 補習科ノ学科目ハ第一条ノ学科目中ニ就キ之ヲ定ムヘシ

補習科ノ学科目ハ随意科目ト為スコトヲ得

第二十条 中学校ノ生徒数ハ四百人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ六百人マテ之ヲ増スコトヲ得
分校ノ生徒数ハ三百人以下トス

補習科ノ生徒数ハ前学年ニ於テ該当学校ヲ卒業シタル者ノ数ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ生徒数ハ第一項ノ生徒数ニ算入セス

第五十条 補習科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者タルヘシ

学校長ハ補習科ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業証書ヲ授与スルコトヲ得

その後、学科目を定めた第15条と、入学・修了・在学期間を定めた第50条が改正されるが、その改正の過程をまとめたものが表1である。

表1 中学校令施行規則の補習科関係規定の改正過程

年月日	文部省令	第15条（学科目）	第50条（入学・修了・在学期間）
1903年 （明治36） 7月3日	第28号		②補習科生徒ノ在学期間ハ二箇年ヲ超ユルコトヲ得ス ③補習科ヲ修了シ又ハ退学シタル者補習科ニ再入学スルトキハ其ノ修了又ハ退学前ニ於ケル補習科在学ノ期間ハ之ヲ前項ノ期間ニ算入ス 〔旧第2項は第4項に〕
1908年 （明治41） 1月17日	第2号	①補習科ノ学科目ハ第一条ノ学科目中ニ就キ之ヲ定ムヘシ但シ土地ノ情況ニ依リ随意科目トシテ実業ニ関スル学科目ヲ加フルコトヲ得	②補習科生徒ノ在学期間ハ中学校ヲ卒業シタル日ヨリ起算シ二箇年ヲ超ユルコトヲ得ス
1908年 （明治41） 9月1日	第24号		②補習科生徒ノ在学期間ハ中学校ヲ卒業シタル日ヨリ起算シ二箇年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ徴兵令第二十三条ノ関係ヲ有セサルモノハ此限ニ在ラス
1911年 （明治44） 7月31日	第26号	①補習科ノ学科目ハ第一条ノ学科目中ニ就キ之ヲ定ムヘシ 〔本科にも随意科目として実業が導入される〕	

（備考）表中の丸数字は項番号を示す

上記の2か条が改正されるのは、それぞれの内容に関して問題が生じているからである。以下、この2つの問題について検討していく。

2. 徴兵猶予と補習科の在学期間

（1）陸軍における補習科忌避論と文部省の対応

陸軍では学校在学者の徴兵逃れに対してたびたびその是正を求め、文部省もそれに対応して法令の整備を進めてきた。まずは議論の前提として、遠藤の研究をもとにその経緯を整理しておく⁶⁾。

学校在学者に対する徴兵猶予は1889（明治22）年の徴兵令第11条に基づくものであり、その対象は同第13条に規定されていた。学校の認定に関しては、1899（明治32）年に「公立私立学校認定ニ関スル規則」（文部省令第34号）において、その認定の諸要件を規定した。しかし、在学証明書の交付だけを受けて猶予を出願し、その後退学する、あるいは除籍される者が発生するようになった。

さらに陸軍は1905（明治38）年に徴兵猶予を受けている学生生徒のいる学校の状況を各師団に報告させている⁷⁾。そこで中学校補習科は厳しい指摘を受けており、在学の実態がほとんどないのを学校が黙認しているとされている。

文部省も徴兵逃れに対しては一定の対応をしていた。補習科に関して言えば、1903（明治36）年の中学校令施行規則の改正で、補習科は2年しか在学できないように定め、転校した場合はその空白期間も在学期間に算入するというようにした。さらに同年12月に「徴兵事務条例第五十五号ニ依リ学校長ノ交付スル在学証明書ニ関スル規定」を制定し、卒業又は退学等によって学籍が除かれた場合、その理由と年月日を14日以内に当該学生・生徒の原籍地の市町村に通知することが規定された。

しかも、陸軍と文部省は徴兵逃れに対して内々に協議していた節がある。内容は多岐にわたるが、その一つに在学証明書を交付した者の休退学、転学に関する文部省令案まで存在するという⁸⁾。在学、出

席の管理を強化することで、安易な在学を阻止しようというものであろう。

このように、陸軍も文部省も一貫して徴兵逃れへの対抗措置を取っているわけであるが、そもそも規定を強化するのはそれを免れようと試み、時に成功する者が現れるからからである。生徒たちの徴兵を免れたいという心情は陸軍側も理解はしていたようである。上述の陸軍の状況報告の第二師団の報告における「将来ニ関スル意見」の徴兵令第13条の改正の理由の中に以下のような記述がある。

「公立中学校若クハ実業学校ヲ卒業シ更ニ進テ他ノ高等専門ノ官公立学校ニ入学セント欲スル者ハ自己カ志望ヲ飽迄達成センカ為メ業成リ学遂クル迄ハ苟クモ兵役ノ関係ヲ脱スルニ努ムルハ是レ情ノ常ナリ」⁹⁾

全体としては規制の強化を主張しているのですが、あくまで一般論の範囲であることは確かであるが、軍関係者がこのような見解を述べていること自体が興味深い。学業を続けようとする者が徴兵を逃れたいと考えるのは仕方がない側面があるというのである。そうであればこそ、教育を担う側がどのようにその意思を汲みとるかという問題になるわけだが、上述の通り文部省は在学期間という点では陸軍と軌を一にして規制を強化していった。

(2) 現場への影響

補習科生徒の在学状況に関しては、教育関係者にとっても悩ましい問題であった。詳細は後述するが、高等教育会議における文部当局の答弁の中でも、徴兵猶予のために在学している生徒がいることは認識されていた。それゆえに1903（明治36）年の中学校令施行規則の改正があり、「徴兵事務条例第五十五号ニ依リ学校長ノ交付スル在学証明書ニ関スル規定」の制定がある。しかし、実態はもっと深刻であった。以下に示す埼玉県からの照会は徴兵逃れと補習科との関係の難しさを物語っている。

○中学校補習科生徒在学期間（明治三十七年一月二十六日 三発第二一号 埼玉県照会）

本県立中学校補習科ノ期間ハ毎学年四月ヨリ九月マテ六箇月ニ有之候ニ付テハ四学年ニ涉リ同科ニ在学セシムルモ中学校令施行規則第五十条第二項ニ抵触セサル儀ト被存候得共聊疑義ニ涉リ候間御意見承知致度此段及御照会候也

右普通学務局回答（明治三十七年二月十七日 辰普甲第二九三号）

一月二十六日三発第二一号ヲ以テ中学校補習科生徒ノ在学期間ニ関シ御照会ノ趣了承右ハ然ルヘカラカラサル儀ニ候条（「此」抜けか・引用者註）段及回答候也¹⁰⁾

上記の照会によれば、実質の在学期間は2年であるが、年度としては4年度にわたって在学する生徒が存在している。しかもこの場合は転校をしていないので、補習科自体が存在しない10月から3月を空白期間と言いつてもいいのかが分からないということであろう。この生徒が4年連続浪人したと考えることは理論上可能ではあるが、おそらく徴兵逃れであろう。徴兵猶予の特典を得るために補習科が利用されていた証左であり、文部省もそれを認めないというのである。

さらに1908（明治41）年の中学校令施行規則の改正では、卒業日から2年以内ということできさらに厳しい制約を設けている。この規定は、中学校令施行規則が全部改正される1931（昭和6）年まで残る。

これにより、補習科にはどんなに長くとも卒業後2年しか在学することはできなくなった。

3. 補習科における実業科目の導入

(1) 第7回高等教育会議における議論

当初の補習科の規定においては、補習科はあくまで本科で実施されている学科目の中から適宜選択されるべきものとして考えられていた。しかし、本科の内容を一通り学び終え、その後上級学校に進学しない生徒の存在を考えれば、補習科を利用して一種の実業教育を施した後に社会に出すという方策を考えるのはそれほど不自然なことではない。1901（明治34）年の大阪府臨時教育委員により当時補習科を設置していた22府県の実態が調査されたが、実業教育を目的に記載しているのは東京、新潟、高知、福島、岡山、鹿児島のみで、実業科目を配置しているのは高知と岡山の2県が簿記を課すのみである¹¹⁾。当時の補習科はおおむね受験準備に特化していたと考えてよい¹²⁾。

さらには、1902（明治35）年7月には徳島県より以下のような照会があった。

○中学校補習科ニ実業科目設置並府県立中学校師範学校ニ実業補習学校附設不許可方（明治三十五年七月十七日 内三第三二〇〇号 徳島県照会）

（中略）

中学校ニ於テ別記要項ニ依リ実業補習ノ教育ヲ為スモ差支ナキヤ果シテ差支ナシトスレハ其名称ハ別記ノ如ク実業補習科トスル方然ルヘキヤ又ハ実業補習学校 ナスヘキヤ

（中略）

右普通、実務両学務局回答（明治三十五年九月十六日 寅実甲第一三五三号）

明治三十五年七月十七日付内三第三二〇〇号ヲ以テ御照会相成候中学校補習科ニ実業ノ科目ヲ置クコト及県立中学校又ハ師範学校ニ実業補習学校ヲ設置スルコトハ何レモ規定ノ許サ、ル所ニ有之候条御了知相成度依命此段及回答候也¹³⁾

文部省は中学校令施行規則の存在をもとに実業科目の導入を認めない。しかし、その一方で補習科において実業科目を設置できるよう改正に向けた作業を進めていた。それが明らかになったのが、徳島県の照会から4か月後の11月から12月にかけて開催された第7回高等教育会議である。

この会議では、諮問案第二「中学校ニ関スル事項」において、中学校補習科を高等学校1年程度の内容を教授する場とする一方で、「実業要項」という科目を設置することを可能にすることが提案された。諮問案第二の内容は以下の通りである。

一、補習科ノ修業年限ハ一箇年トシ六箇月以内延長スルヲ得ルコトトス

二、補習科ノ学科目ハ、修身、国語及漢文、外国語、歴史及地理、数学、物理及化学、博物、図画、実業要項、体操トス

外国語ハ英語、独語、仏語ノ内一科目若ハ数科目ヲ置キ生徒ノ志望ニ依リ其ノ一ヲ課スルコトトス

歴史及地理、博物、図画、実業要項ハ生徒ノ志望ニ依リ其ノ一ヲ課スルコトトス

実業要項ニ於テ授クヘキ事項ハ経済、簿記、商業要項、農業要項トシ商業要項、農業要項ハ生徒

	実業要項ヲ課セサル生徒	実業要項ヲ課スル生徒
修 身	1	1
国語及漢文	6又は3	3
外 国 語	10	10
歴史及地理	(3)	
数 学	3又は6	3
物理及化学	2	2
博 物	(3)	
図 画	(3)	
実 業 要 項		8以下
体 操	3	3
計	28	30

ノ志望ニ依リ其一ヲ課ス但シ商業要項、農業要項ハ其一ヲ欠クコトヲ得ルコトトス

三、補習科各学科目ノ毎週教授時数ヲ左ノ如クス

四、補習科ノ修業年限ヲ延長シタル場合ニ於テハ第二項ノ学科目中ニ就キ学科目ヲ定メ之ヲ随意科目トナシ得ルコトトス

五、補習科ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘキコトトス

六、体操中兵式体操ニ於テハ中隊教練ヲ授ケサルヲ得ルコトトス

七、一学級ノ生徒数ハ四十人以下トシ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ五十人マテニ増スヲ得ルコトトス

八、中学校ヲ退学シタル者ハ其ノ退学シタル時ヨリ一箇年以内ニ於テハ同一学年以下ニアラサレハ他ノ中学校ニ入学スルコトヲ得サルコトトス

九、校舎寄宿舎ヲ設ケ又ハ之ヲ変更シタルトキハ図面ヲ具シ直ニ文部大臣ニ届出ツヘキコトトス¹⁴⁾

この諮問案で最も問題となるのは、補習科1年を高等学校1年程度のものにするという点であるが、この改革は必然的に高等学校の改革を要するものであり、諮問案第三「高等学校ニ関スル事項」と諮問案第四「帝国大学予備門学科授業時数ノ件」と合わせて審議された。なお、主査委員会の段階で諮問案第三は事実上廃案となったため、補習科の位置づけは従来通りとなった。その結果、最大の変更点は、「実業要項」というそれまでの補習科になかった項目を加えることとなる。主査委員会が提出した修正案は以下の通りである（変更箇所は斜体で太字、削除箇所は取り消し線）。

一、補習科ノ修業年限ハ一箇年トシ六箇月以内延長スルヲ得ルコトトス

二、補習科ノ学科目ハ、修身、国語及漢文、外国語、歴史及地理—数学、**体操ノ外歴史、地理、博物、物理及化学、図画、実業要項ノ一科目若クハ数科目ヲ加フヘキモノトス**

外国語ハ英語、独語、仏語ノ**中本科ニ於テ課シタルモノノ外他ノ一ヲ併セ課スルコトヲ得**実業要項ニ於テ授クヘキ事項ハ経済、簿記、商業要項、農業要項トシ商業要項、農業要項ハ生徒ノ志望

- ニ依リ其一ヲ課ス但シ商業要項、農業要項ハ其一ヲ欠クコトヲ得ルコトトス
- (三、削除)
- (四、削除)
- 三、補習科ノ設置廃止**学科課程** ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘキコトトス
- 四**、体操中兵式体操ニ於テハ中隊教練ヲ授ケサルヲ得ルコトトス
- 五**、一学級ノ生徒数ハ四十人以下トシ特別ノ事情アルトキハ~~文部大臣ノ認可ヲ受ケテ~~五十人マテニ増スヲ得ルコトトス
- 六**、中学校ヲ退学シタル者ハ其ノ退学シタル時ヨリ一箇年以内ニ於テハ同一学年以下ニアラサレハ他ノ中学校ニ入学スルコトヲ得サルコトトス
- 七**、校舎寄宿舎ヲ設ケ又ハ之ヲ変更シタルトキハ図面ヲ具シ直ニ文部大臣ニ届出ツヘキコトトス¹⁵⁾

主査委員会の結果として「実業要項」の加設が最大の問題となった以上、補習科の内容に関する議論が盛り上がってもよいように思うが、実際にはそうならなかった。この諮問案の審議全体を通して、「実業要項」に関して質問をしたのは山田邦彦のみであり、最初の諮問案の段階で「実業要項」に工業を入れる可能性に関して¹⁶⁾、第二読会で農業を中心とした場合でも「経済」と「簿記」を課すよう求めただけである¹⁷⁾。しかも、後者の要求に対して、主査委員の勝浦鞆雄は「補習科ノ実業要項以下ノ分ハ原案ノ儘デアツテ少シモ修正説ハアリマセヌ」¹⁸⁾と答えており、主査委員会でも議論はなかったことがうかがえる。つまり、実業科目の導入に関して目立った議論は存在しないのである。最終的に修正案の三を削除し、それ以外はすべてが可決された。

では当時の補習科はどのような存在として理解されていたのか。松本書記官が、中学校の補習科の現況について「現在其補習科ニ入ツテ居ル生徒ノ銘々ノ目的カラ言ヒマスレバ或ハ此中学校ノ卒業期ガ三月デアツテ高等学校ナリ其他ノ学校ノ入学期ガ九月デアルト云フコトカラ自分ノ学力ヲ補習シ又同時ニ学校ニ這入ツテ居リマセヌト徴兵ノ猶予ト云フ関係モアリマスカラ補習科ニ這入ツテ居ル生徒ガ多イダロト思ヒマス」¹⁹⁾と述べている。徴兵猶予の問題は先述したが、秋入学の上級学校の入学試験のために「自分学力ヲ補習」するために在籍しているということから、補習科は受験準備教育を施す機関として文部当局にも理解されていたとみることができる。

(2) 全国中学校長会議における議論

高等教育会議で決議された「実業要項」は、しばらく加えられることはなかった。実業科目の加設をめぐる問題は、その後の全国中学校長会議でも取り上げられるところとなった。最初に諮問案として出されたのは1907（明治40）年のことであるが、第二諮問として「中学校補習科を最も有効ならしむる方法」が示された。調査委員が最初に示した答申案は以下の通りである。

- 一、補習科の修業期間は一年とし毎年四月一日より翌年三月三十一日に至る
- 一、補習科課程修了者には試験の上修業證書を授与す
- 一、英語（独乙語又は仏蘭西語を以て代ふることを得）数学、国漢文、歴史、地理、物理、化学、博物科を必修科目とし其他を随意科目とす
- 一、授業時間は毎週二十四時間以上とし歴史地理三時間物理化学三時間其他は適宜之を定む

- 一、補習科修了者にして出席実地授業日数の三分の二以上に達し歴史地理物理化学博物の得点七十点以上なる時は各種の高等なる学校に入学の際右の諸科目の試験を施行せず
- 一、補習科には一学級二人の割合を以て相当なる教員を特に本科以外に置くものとす²⁰⁾

ところがこの答申案は「異論百出遂に再調査を付託する」²¹⁾ ことになってしまった。その2日後に以下のような再調査報告が提出された。

- 一、補習科を分て左の二種とす
 - 一、高等の学校に入らんとする者のために設くるもの
 - 二、実地の業務に就かんとする者のために設くるもの
- 一、授業時数は毎週二十四時間以上三十時間以下とす
- 一、補習科には本科教員の外別に相当なる教員を置く
- 一、第二種補習科生徒ののためには地方の情況に依り農業商業教育等に関する学科を加ふることを得²²⁾

当初の答申案に比べれば簡素であり、そこまで触れられていなかった非進学者向けの補習科とそれにとまなう実業科目の増設を認めるという内容になっている。しかし、この再調査報告に対しても「又もや異論紛々として決せず、依りて一旦休憩して三度議場に現はれしが、結局討議延期」²³⁾ となつてしまった。

この会議で調査委員になるのも中学校長だが、議場で異論を述べるのもまた中学校長である。多くの中学校長は、補習科を上級学校への準備教育機関に特化させるべきものと考えていたと推察できる。当初の案にあるような多くの必修科目と時間数の制限や試験の上修業證書を出すようなことは、補習科の運営を煩雑にするだけである。まして、外部の人間を招聘しない限り実施できない実業科目を設置するなどということは論外といったところであろう。

1909(明治42)年の会議でも再び第五諮問「補習科を最も有効ならしむには如何なる改良を施すべきか」として取り上げられた。そこで調査委員として板垣政一(山形中)、渡邊文敏(新発田中)、吉村勝治(大垣中)、鈴木寿太郎(佐賀中)、柴崎鐵吉(天王寺中)、村上俊江(萩中)、吉田賢龍(千葉中)が指名され、以下のような案を提出した(カッコ内は審議結果)。

- 一、補習科教室、補習科生徒控所等の設備を完全にすること(否決)
- 二、補習科の学級数に対する相当の教員数を配置すること(可決)
- 三、補習科生徒の取締方を本科生徒と同様に厳正にすること(否決)
- 四、補習科を二種に分ち、一を予備的のものとし、他の一を実務的のものにすること(可決)²⁴⁾

ここでの審議は大きくもめた形跡はない。しかし、これには背景がある。この審議の1年前の1908(明治41)年に実業関係の科目を随意科目で設置可能になっていた。しかも、調査委員の一人である吉田の千葉中学校ではこの会議の段階ですでに実業科目を加設した補習科を設置していた。法的にその存在が保証され、実例も存在するのだから、反対しようがない。次に、1909(明治42)年の中学校長会議の審議を事実上無意味なものにしてしまった法改正とそれにとまなう実態の変化を検討する。

(3) 1908（明治41）年の中学校令施行規則の改正

1908（明治41）年の中学校令施行規則の改正にともない、補習科に実業科目の設置が可能になったが、同日に文部省は以下の通牒を出した。

○中学校令施行規則中改正毎週授業時数増加学科目及補習科ニ実業学科目加設趣旨（明治四十一年一月十七日 未発普第四一〇号 各地方庁へ普通学務局通牒）

（中略）

又今回新ニ補習科ニ於テ随意科目トシテ実業ニ関スル学科目ヲ加フルヲ得シメラレ候処右ハ商事要項商業經濟簿記又ハ農業工業ニ関スル簡單ナル學術ヲ授ケ中学校卒業後直ニ出テ、実地ノ業務ニ就カントスル者ノ為メニ其ノ業務上直接必要ナル知識ヲ得シメントスルノ趣旨ニ有之候ニ付各学校ヲシテ土地ノ情況ニ応シ適宜右規定ヲ利用シ其ノ効果ヲ収メシムル様御奨励相成度此段依命及通牒候也²⁵⁾

これにより各地方の実情に応じて、補習科に実業科目を加えて卒業後就職をする生徒に対して積極的に活用するよう促している。文部省の積極姿勢は以下の記事からもうかがえる。

●中学卒業者の便宜

昨日文部省令を以て発表せる中学校施行規則改正の件中補習科に商事要項、商業經濟、簿記、農業、工業の実業の科目を加設し得ること、なしたるに就き当局者の語る所に依れば該改正の精神は彼の独逸に於て五ヶ年乃至六ヶ年卒業の中学校、高等女学校卒業生の為に一年乃至一年半の短期実業教育を施しつゝ、ある制度に依りて中学校卒業者に於て実業に従事せんとするものは即ち補習科に入りて暫く実務に必要な学習を為さしめんとするものにて要するに該改正は普通学を修了して直に実務に従事するもの、比較的成績良好ならざるより将来の中学校卒業者を社会に紹介するが為に外ならずとの事なり²⁶⁾

実際に実業科目を新設したのが千葉中学校の補習科である。千葉中学校では1908（明治41）年7月17日の県令第47号で修業年限1年の実業補習科というものを設置している。実業補習科の募集に際して、千葉中学校長は県内の各中学校長に依頼を出しているが、そこでは「補習科生徒ハ中学校卒業後二ヶ年を経過せしものは入学を許さざる規程御承知の通ニ御坐候処実業補習科は仮令此年限以上のものにて徴兵に無之ものに限り入学許可差支無之様其筋の意見ニ有之、尚又県ニ於ても該補習科卒業生中成績佳良なるものは県農会、農事試験場等に採用せんとするの意向も有之」²⁷⁾と述べられている。徴兵に関わらない限り中学校令施行規則の規定違反でも構わず、就職の斡旋も検討するという破格の待遇である。

1908（明治41）年度入学式の県知事の式辞では、これまでの中等教育のあり方とは趣の異なるものとして実業補習科を設置したことが示されている。以下はその式辞の一部である。

今日の中学制度は高等教育の予備門にして卒業後高等の教育を受くるには便宜ならんも卒業後実際の事業に従事するには頗る不完全の教育なり独逸に於ては三種の中学あり一は高等教育の予備門にして一は実業化を養成するの学校なり斯の如くんば中学卒業生も実際の用に立つを得ん²⁸⁾

上級学校進学一辺倒ではなく、卒業後就職する生徒に向けたものということに加え、これまでの中学校が真摯に向き合っていなかったことが明示されている。中学校令施行規則改正時にも文部省関係者はドイツを引き合いに出しているが、それと軌を一にする模範的な内容である。文部省はこの模範的な補習科に賛辞を与えている。

●**中学補習科奨励**（傍点原文ママ）

千葉県立中学校は他府県に率先して一ヶ年補習科を実施したるに成績頗る良好なるを以て文部省は努めて其施設を奨励せしむるの方針なりと²⁹⁾

この実業補習科は、1909（明治42）年3月12日の県令第16号で、9月に始まり翌年8月に終わることにしたが、これに加えて4月から9月まではいわゆる通常の補習科が存在している³⁰⁾。つまり、徴兵猶予のことを最優先するのであれば、最初の半年は受験準備教育を行う補習科に通い、そこで上級学校に行けなかった場合、この補習科に在籍することで進学がかなわなかった場合の保険をかけつつ、次年度の入試への準備をするという方法が存在しえたのである。

表2 千葉中学校の補習科の生徒数と入学者

	生徒数	入学者総数（※）
1908（明治41）	10	87
1909（明治42）	3	82
1910（明治43）		78
1911（明治44）	8	75
1912（大正1）	5	64

すべて各年度10月1日現在の数字

※の入学者総数は4月からの通算のため、4月から9月まで開設の受験準備のための補習科への入学者を含む。

各年度の『全国中学校二関スル諸調査』より

では、実態はどうだったのか。表2を見る限り実業補習科が「成績頗る良好」とは言い難い。9月に始まるにもかかわらず、10月1日現在で軒並み1ケタの在学者数である。入学者の確保すらままならないことが分かる。結果的に、1913（大正2）年1月に学則改正で実業補習科を廃止し、1915（大正4）年6月の学則改正で通常の補習科を1年に延長した³¹⁾。おそらくその年の上級学校の入学試験に合格しなかった者は東京の受験準備教育機関に移ってしまい、実業補習科にまで残らなかったのである。

補習科における実業科目の導入を疑問視する声は最初から存在していた。以下の記事は、中学校令施行規則改正直後に『教育時論』に出された無署名の論説である。

補習科に商事要項商業経済簿記又は農業工業に関する学科を加ふることを得しめたるも可なり然れども今日補習科に入学する生徒には、新学科を修めんとするもの、実際上一人もあらざるべきは、吾等の信じて疑はざる所なり³²⁾。

つまりは、補習科はあくまで入学試験準備のためのものであり、そのような学科目を増設してみたところで誰も履修しないだろうというのである。当の中学校側からも疑義が呈せられた。三重第一中学校教諭の中島健依別は以下のような批判を示した。

或る中学には補習科生徒に農業の実習を課して成績の見るべきものがあるので文部省では一般の中学校に此種の実習を奨励せんとして居るといふ噂である。これは吾輩には大に斬新なる事実で不相変筋道の立たぬ現象である。若し吾輩が論じ尽した前述の補習科の意義（補習科は受験準備のためにあるということ・引用者注）に於て補習科の定義を真なりとすれば何を苦んで目的外の百姓仕事などに暇を潰す馬鹿があろうか³³⁾。

上述した文部省の奨励方針を踏まえた上で、実態としてこれが定着することはないだろうというのである。「或る中学」というのが千葉中学校を指すことは明白であるが、実態は中島の指摘する通りだったのである。

補習科への実業科目の導入後、1911（明治44）年の本科における導入に議論の中心が移っていくが、高等教育会議の某議員に取材した『教育時論』の記事では、実業科目の導入の難しさが端的に示されている。

中学校随意科として実科を置くといふに、反対するの必要も無いことであるが、余はこれに余り重きを置かぬものであつて、中学校は今の儘やはり普通教育を以て、人材養成に其力を注ぐべきものと思ふ。一体中学校卒業後実業に従事しようと思ふものは、それぞれ専門の実業学校に入学して、適當の教育を受けねばならぬのであつて、一週間に一時間や二時間実科を課したればとて、生徒も真面目には学習せず、又よしや真面目に学習したればとて、何の効果も無い……（中略）…勿論実科加設の主張は、一応の道理あることを認めるのであるが、サテ愈々これを実行問題として考へる場合に於ては、ドウも其主張に相当する効果を収め得られる見込が無い、それより中学を卒業して中ブラリンで困る様な生徒は、始めから甲種程度の実業学校に入学する様にせねばならぬと思ふ³⁴⁾

おわりに

中学校補習科に関する法令は、徴兵猶予への対策から在学期間に対して厳しい条件を課すようになり、その一方で実業科目の加設へと道を開いた。補習科は、学校の一組織としての体制を強めていくとともに、受験準備教育一辺倒である必然性がないものへと、少なくとも法令上は変化していった。しかし、実業科目の加設に関しては、実態が伴うことはなかった。法令が示す補習科のあるべき姿は、現実の前に屈してしまったのである。

徴兵猶予に関する規制は、陸軍からの外圧があったとはいふものの、臣民の義務である徴兵を不当に逃れることを学校が公然と奨励できるはずもない。その意味で徴兵猶予に関する規制の強化は必然である。

補習科における実業科目の加設は、当時の高等遊民問題も影響していただろう³⁵⁾。いたずらに上級学校進学を求めることへの抑制という意味合いがあったことは想像に難くない³⁶⁾。しかし、中学校補習科における実業科目は、その人材を外部に求めることによってしか成立しえず、しかも実業科目を加設し

たところで実業学校並みの教育は不可能である。中途半端にならざるを得ない実業科目の加設が普及しなかったこともまた必然だったのである。

このような補習科関係の法令の変遷と実態をもとに、当時の中等教育全般の動向との関係を考察して結びとしたい。一つは完成教育と準備教育をめぐる問題、もう一つは生徒たちにとっての中学校が持つ意味をめぐる問題である。

卒業後直ちに社会において活躍できる人材を育て上げるということは、完成教育としての中学校という観点からは理想的な形態であろう。しかも、中学校が一定程度整備された時期であることを考えれば、準備教育にひた走る中等教育像に対して一定の疑義が呈せられること自体は不自然なことではない。その一方で、進学要求の高まりにより上級学校の入学試験が選抜試験の色彩を帯びる中で、学校としてはその生徒に対して一定の対応を迫られることも事実である。つまり、実業的素養をも身に付けた生徒を送り出そうという一連の対応は、理想には違いないかもしれないが建前にとどまってしまうのである。中等教育は準備教育か完成教育かという、その後も根深く残る問題が最も先鋭的な形で表出したのが、明治後期の旧制中学校の補習科ということができる。

一方、いくつかの実業科目を導入することにより、補習科は徴兵猶予の特典も享受し、かつ受験対策も行える機関として機能させることも可能だったのである。千葉中学校の事例をもとに考えれば、受験準備的な補習科を半年設置して、その後1年の実業補習科を設置しているわけだが、この補習科に全期間在学しつづければ2回の徴兵検査を回避しえたのである。

しかし、生徒たちはそのような補習科になびくことはなかった。当時にあつては、上級学校を目指す生徒たちはひたすらに受験準備というものに向かっていたということである。徴兵猶予の問題は重要には違いない。しかし、上級学校に入学すれば、補習科の在籍よりもはるかに長い期間にわたり徴兵猶予の特典を享受できる上に、卒業後の進路も中学校卒業者に比べてはるかに高いものを期待できる³⁷⁾。しかも、エリートたちの集う上級学校においては、個人主義の思想が広まりを見せつつある時期でもある。制度的に徴兵猶予が保証された上に、徴兵逃れという彼らにとってあまりに現実的な問題をはるかに超越した世界が広がっていたのが上級学校でもあったのである。つまり、上級学校進学という誘因は、中学校卒業段階で実業的素養を身に付けた上で社会に出て、堅実に生きていくという選択肢を後背に追いやってしまうのである。

法令が示す理念が現実の前に屈したということを考えれば、存続期間は短いもののその理念を忠実に実現した千葉中学校のような事例に関してはさらなる考察が必要だろう。しかも、文部当局との密な連携をうかがわせる側面があることから、多分に建前の側面が強いにしても中等教育の望ましい姿を具現化した存在と考えることができるからである。また、補習科全体を見ても、大正中期を境に急速にその数を減らすことになる。受験準備教育の必要性は一向になくなることはない中で補習科が消えていくのには、何らかの法制上の影響があったと考えるべきであろう。これらの点は今後の課題としたい。

注

- 1) 佐々木享「大学入試の歴史 第39回 予備校の歴史 (3)」『大学進学研究』第14巻第5号 (1993)
- 2) 吉野剛弘「受験準備教育機関としての旧制中学校の補習科—東京府立中学校を事例として—」『人間と社会の探求 (慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要)』第66号 (2008)、同「宮崎県の旧制中学校と受験準備教育—宮崎中学校を事例として—」『人間と社会の探求 (慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要)』第72号 (2011)
- 3) 吉野剛弘「受験雑誌・進学案内書にみる近代日本における予備校」『哲学』第115集 (2006)

- 4) 遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』（青木書店，1994）
- 5) 各年度の『文部省年報』によれば，中学校卒業者のうち直接進学した者は半分程度である。3割以上の卒業生が進路未定であり，その多くは浪人生と思われるが，浪人生の全てが進学を果たしたわけでもない。
- 6) この節の記述は，特に記さない限り，前掲『近代日本軍隊教育史研究』pp. 382-399によっている。
- 7) 「歩兵課 徴集猶予者ニ関スル件」『密大日記』（明治40年）（JACAR（アジア歴史資料センター）レファレンスコード：C03022884400）（防衛省防衛研究所）
- 8) 遠藤によれば，1906（明治39）年9月7日付で文部次官の沢柳政太郎から陸軍宛に省令案を含んだ文書が出されておき，『密大日記』（明治40年）に収録されているという（遠藤前掲書，pp. 393-395）。しかし，筆者はその存在を確認できなかった。
- 9) 前掲「歩兵課 徴集猶予者ニ関スル件」，460-461画像目
- 10) 『明治三十七年 文部省例規類纂』，p. 473
- 11) 「教育委員事務功程」『梅川卓家文書10』（大阪府公文書館所蔵，K0-0010-111），pp. 65-66。なお，実業科目を設置した補習科があるということは，本文で後述する徳島県の事例と齟齬があるが，徳島県の照会より前の時期の実態調査のため，各県の判断で設置したものと思われる。この調査の詳細に関しては，別稿にて改めて検討したい。
- 12) 実業教育をその目的に併記している東京府は，翌1902（明治35）年には学則を改正して受験準備に特化することにした。東京府の補習科の詳細については，前掲「受験準備教育機関としての旧制中学校の補習科 —東京府立中学校を事例として—」を参照されたい。
- 13) 『明治三十五年 文部省例規類纂』，pp. 372-373
- 14) 『第七回高等教育会議議事速記録』（第一号）（11月24日），pp. 36-38。なお，法令の変更をとまなうものには参照として関係法令の条文が付されているが，それは省略した。
- 15) 同前書（第七号）（12月1日），p. 211
- 16) 同前書（第二号）（12月1日），p. 59
- 17) 同前書（第八号）（12月2日），pp. 298-299
- 18) 同前，p. 299
- 19) 同前書（第一号）（11月24日），p. 54
- 20) 「全国中学校長会成績」『教育時論』第802号（1907.7.25），pp. 38-39
- 21) 「全国中学校長会」『教育時論』第802号，p. 31
- 22) 前掲「全国中学校長会成績」，p. 39
- 23) 前掲「全国中学校長会」，p. 31
- 24) 「付録 全国中学校長会議」『教育時論』第874号（1909.7.25），p. 46
- 25) 『明治四十一年 文部省例規類纂』，pp. 638-639
- 26) 『讀賣新聞』，1908（明治41）年1月18日，朝刊2面
- 27) 「333 実業補習科について依頼状案」千葉県教育百年史編さん委員会『千葉県教育百年史』第3巻（千葉県教育委員会，1971），p. 607。なお，原史料は『明治四十一年回議録』（千葉県立千葉高等学校所蔵）に収録されている。
- 28) 「千葉中学校の補習科」『千葉教育雑誌』第198号（1908.10），p. 44
- 29) 『讀賣新聞』，1909（明治42）年9月3日，朝刊2面
- 30) 千葉県教育百年史編さん委員会『千葉県教育百年史』第1巻（千葉県教育委員会，1973），pp. 950-951
- 31) 千葉県教育百年史編さん委員会『千葉県教育百年史』第2巻（千葉県教育委員会，1974），p. 143
- 32) 「中学校令施行規則改正」『教育時論』第820号（1908.1.25），p. 42
- 33) 中島健依別「中学校補習科を論ず」『教育学術界』第20巻第5号（1910.1.10），p. 55
- 34) 「中学実科談」『教育時論』第905号（1910.6.5），pp. 38-39
- 35) 高等遊民問題への対応としての実業教育の奨励に関しては，町田祐一『近代日本と「高等遊民」』（吉川弘文館，2010）第1部第2章を参照されたい。
- 36) 当時の高等学校の入試講評には，中学校教育が高等学校進学に焦点を当てすぎることへの批判も存在する。詳細は，吉野剛弘「改正高等学校令前の高等学校入試の講評からみる入学試験観と学校間格差」『中等教育史研究』

第10号(2002)を参照されたい。

- 37) ただし、上級学校卒業後の進路については、期待にすぎない点は注意が必要である。高等遊民問題が発生しはじめたこの時期において、上級学校進学は高く安定的な社会的な地位を保証しきれないからである。

付記

本研究は、科学研究費補助金（「学校内受験準備教育機関としての旧制中学校の補習科の歴史的研究」・課題番号：23730765）の助成を受けたものである。